



編集・発行：立憲民主党・無所属クラブ

住所：新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所 5階  
電話：03-5273-3555 FAX：03-3209-1077



(しだ・ゆういちろう) 1967(昭和42)年新宿区生まれ。現在7期目。三栄町保育園、四谷四小、四谷一中、東京学園高校卒。 予算特別委員長、決算特別委員長などを歴任。現在、環境建設委員会、本庁舎対策等特別委員会に所属。

## 令和5年 第2回定例会一般質問

### 放置自転車対策について

(私が行った質問と答弁を抜粋して記載しております)

#### 【質問1】

本区では、条例により、自転車等の適正な利用の推進の一環として、放置自転車等の撤去に努めています。

区内の駐輪施設は30駅の周辺に設置されており、2つの民間事業者が運営しています。定期利用に時間利用を加え、駅周辺の放置自転車は平成25年度に3000台から令和3年度では599台と大幅に減少しました。



しかし、スーパーマーケット等の商業施設の周辺では、多くの自転車が歩道上に並んでいます。

例えば、コモレ四谷の前の外堀通り沿いには、夕方 買い物客のものと思われる自転車が歩道上に散見されます。施設の地下に駐輪施設がありますが、十分周知されていないまた、駐輪施設とスーパーマーケットは内部で行き来が出来ますが、非常に複雑でわかりづらい構造であること等の理由で歩道上に自転車を放置してしまいます。

特に、国道や都道に面している場所では、国と東京都に協力を求め、駐輪施設をさらに設置していかなければならないと思いますが、如何でしょうか？

#### 【質問1に対する答弁】 (みどり土木部長)

施設等に対し駐輪場への案内を掲示したり、誘導員を配置する等の対応を依頼しているため、集客施設の利用者向けに路上駐輪場の設置は考えていませんが、今後も、路上への自転車の放置が生じないような取り組みを進めてまいります。

### ○志田雄一郎

路上駐輪場は集客施設利用者だけでなく、駅利用者等も多く利用することから、国や都に協力を求め、さらに増設すべきと考えます。

#### 【質問2】

大通りから一本入った道路でも長期間放置されている自転車が散見されます。

このような場所は、即時撤去の対象区域ではないので、放置禁止の警告札を貼って、一週間そのままの状態が継続していなければ撤去の対象にはなりません。途中で警告札を剥がし、そのまま放置することで結果的に長期間放置されてしまいます。

私の地元の荒木町の車力門通りは道幅の狭い一方通行で、その通りの中心の荒木公園周辺には近隣のマンションの住人のもと思われる自転車が置かれていることがあります。ここはS字カーブになっており、放置自転車を避けて人が歩いているところに車が来ると、内輪差で巻き込まれてしまいそうになったことを私は何度も見ています。

このように大通りから一本入った道路上の駐輪対策についての見解と、今後の対応はどのようにお考えですか？



#### 【質問2に対する答弁】 (みどり土木部長)

恒常的に放置され、歩行者の安全確保に支障がある場合は警告看板等の設置や、撤去期間の短縮等の新たな対策も今後検討してまいります。

## 新庁舎整備について

歌舞伎町の新宿区役所本庁舎は昭和41年（1966年）11月の開設から57年が経過しました。日本建築学会において鉄筋コンクリート造の目標耐用年数は50～80年とされています。

区では平成28年に「庁舎のあり方庁内検討会」を設置し、さまざまな調査や課題の整理を行うなど、総合的に検討を重ねました。

本庁舎は、行政需要の拡大に伴う事務室や設備などの狭隘化や、第二分庁舎をはじめとする区役所機能の分散化が課題となっています。

また、ICT化やユニバーサルデザインへの対応など、区民サービスの向上の観点からも改善が必要です。さらに施設や設備の老朽化が進行しており、適切な維持管理とともに、ゼロカーボンシティの実現に向けた施設に対する環境への配慮が求められています。

防災機能においても、さらに強化しなければなりません。

このように本庁舎等には、さまざまな課題があり、これらを整理し検討した結果、諸課題を同時かつ抜本的に解決するためには「新庁舎を整備する必要がある」との考えに至りました。

今期の区議会でも「本庁舎対策等特別委員会」を設置し、本庁舎について、本庁舎対策に関わる公有地・区有施設について調査することになりました。私もこの委員会に所属し、副委員長を拝命しました。

今後は、すでに新庁舎を建設した自治体への視察や、講師をお招きしての勉強会などを行ってまいりますので皆様には時宜を捉えてご報告させていただきます。

## 多子世帯への学校給食費助成事業について

### 区立学校に在籍している多子世帯の第2子以降のお子様等の学校給食費を無償化します

新宿区では、令和5年8月引き落とし分から令和6年3月まで、新宿区立学校にお子さまが2人以上在籍している多子世帯について、第2子以降の学校給食費を無償化し、経済的負担を軽減します。

令和5年6月1日以降、次の全ての要件に該当するお子さまが対象です。

- ①新宿区の住民基本台帳に登録があること
- ②同一世帯内で新宿区立学校にお子さまが2人以上在籍していること
- ③第2子以降であること（※新宿区立特別支援学校のお子さまは第1子から全員無償化します）
- ④生活保護を受給していないこと
- ⑤学校で給食の提供を受けていること

基本的に申請の手続きは必要ありません。要件に該当するお子さまの保護者宛に「新宿区多子世帯への学校給食費助成事業 対象者決定通知書」が郵送されます。

#### ○志田雄一郎

学校給食費の完全無償化は現在23区中、9区で実施されています。新宿区としても保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の推進を図り、学校給食の充実、食育の推進など、もう一步踏み込んで完全無償化を実現すべきです。



区政相談受付中！

TEL・FAX 03-3355-0546  
yuichiro.shida@gmail.com

ご意見・ご要望は…

新宿区議会議員

**志田雄一郎**

